

利用料金について

・相談から契約までは無料。サービス開始より下記の金額が必要です。

- 1) 福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理サービス……1回1時間あたり 900 円
- 2) 書類等の預かりサービス……1カ月につき 250 円

※生活保護受給中の方は無料となります。

安心してご利用いただくためのしくみ

契約締結審査会

申込みをされた方や利用中の方の判断能力や支援内容について、疑義が生じた場合、医師・弁護士・社会福祉士・精神保健福祉士等の専門家から構成されている契約締結審査会が審査します。

熊本県 運営適正化委員会

事業の適正な運営を監視するとともに、利用者などからの苦情を適切に解決することを目的として設置されています。事業に対する苦情の申し立てがあった場合には、必要な調査を行い、解決のための助言や勧告にあたります。

TEL : 096-324-5471 (熊本県社会福祉協議会内)

日常生活自立支援事業のお問い合わせは、 各区の社会福祉協議会事務所へ

社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会
総合相談センター 権利擁護班 TEL : 096-247-7720

中央区事務所 〒 860-0004 熊本市中央区新町 2 丁目 4-27
TEL : 096-288-5081 FAX : 096-359-1800

東区事務所 〒 861-2104 熊本市東区秋津 3 丁目 15-1
TEL : 096-282-8379 FAX : 096-282-8389

西区事務所 〒 861-5287 熊本市西区小島 2 丁目 7-1
TEL : 096-288-5817 FAX : 096-288-5917

南区事務所 〒 861-4202 熊本市南区城南町宮地 1050
TEL : 0964-28-7030 FAX : 0964-28-8750

北区事務所 〒 861-0136 熊本市北区植木町岩野 238-1
TEL : 096-272-1141 FAX : 096-215-3909

日常生活自立支援事業



日常生活自立支援事業とは

日常生活自立支援事業は、高齢者や障がいのある方々が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように、福祉サービスの利用などに係る相談やお手伝い(援助)を通して、その生活を支援する事業です。

社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会

ご利用できる方

- 熊本市内で在宅生活をされている方
- 認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、日常生活上の判断に不安がある方（認知症の診断の有無、障害者手帳の有無は問いません）
- 契約の意思があり、契約の内容を理解できる方

この事業は、本人と社会福祉協議会が契約を結んで利用していただく制度です。

そのため、契約内容を理解できないほど判断能力が低下されている場合は、この事業を利用することが難しくなります。



サービスの内容

1 福祉サービスの利用援助

- ①福祉サービスを利用したり、利用をやめることに関する相談
- ②福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ③福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ④その他福祉サービスの適切な利用のために必要な援助



できないこと

施設等の入所契約、治療・入院に関する契約、介護、看護、買い物、掃除 など

2 日常的金銭管理サービス

- ①年金および福祉手当の受領に必要な手続き
- ②医療費を支払う手続き
- ③税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④日用品等の代金を支払う手続き
- ⑤①～④の支払いに伴う預貯金の払い戻し、または預け入れの手続き

できないこと

不動産や預貯金の資産運用、借金の返済 など

3 書類等の預かりサービス

年金証書、預貯金の通帳、権利書、契約書類、保険証書、実印、銀行印等、大切な書類をお預かりし金融機関の貸金庫へ保管いたします

お預かりできないもの

貴金属、骨董品、有価証券、書画、宝石、現金 など

相談受付からサービス開始までの流れ

相談の受付

社会福祉協議会へご相談ください
(関係者からの相談でも構いません)



訪問調査
(複数回実施します)

専門員が訪問し、お困りごとなど契約に必要な調査を行います（関係者の同席をお願いしています）

契約締結審査会

本人の判断能力や支援内容の確認を行います



支援計画の作成

本人や関係者と一緒に考えて、具体的なサービスの計画を作ります

契約

支援計画にもとづき、本人と社会福祉協議会との間で契約を結びます

サービス開始

契約の内容にもとづいて、生活支援員によるサービス提供を行います

- 定期的に支援計画の内容を見直し、必要に応じて本人と相談して支援計画を変更します
- 次の場合は契約を終了します
 - ①本人から解約の申し出があったとき
 - ②本人が亡くなったとき
 - ③判断能力の低下や生活状況の変化により契約の継続が困難になったとき
 - ④長期入院や施設入所により、在宅生活が困難になったとき
 - ⑤本人に成年後見人等が選任されたとき

社会福祉協議会がお手伝いします。

専門員が支援計画をつくり、生活支援員がみなさんの自宅等を伺い支援します。